

用語の解説

世帯の種類

国勢調査では、世帯を「一般世帯」と「施設等の世帯」の2種類に区分しています。

「一般世帯」とは、「施設等の世帯」以外の世帯をいいます。

「施設等の世帯」とは、学校の寮・寄宿舎の学生・生徒，病院・診療所などの入院者，社会施設の入所者，自衛隊の営舎内・艦船内の居住者，矯正施設の入所者などから成る世帯をいいます。

3世代世帯

「3世代世帯」とは、世帯主との続き柄が、祖父母，世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母），世帯主（又は世帯主の配偶者），子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち，三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい，それ以外の世帯員がいるか否かは問いません。したがって，4世代以上が住んでいる場合も含まれます。また，世帯主の父母，世帯主，孫のように，子（中間の世代）がいない場合も含まれます。一方，叔父，世帯主，子のように，傍系となる3世代世帯は含まれません。

配偶関係

「配偶関係」は，届出の有無にかかわらず，実際の状況により，次のとおり区分しています。

区分	内容
未婚	まだ結婚をしたことのない者
有配偶	届出の有無に関係なく，妻又は夫のある者
死別	妻又は夫と死別して独身の者
離別	妻又は夫と離別して独身の者

母子世帯

未婚，死別又は離別の女親と，その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいいます。

父子世帯

未婚，死別又は離別の男親と，その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいいます。

母（父）子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）

「母子世帯」及び「父子世帯」に，未婚，死別又は離別の女（男）親と，その未婚の20歳未満の子供及び他の世帯員（20歳以上の子供を除く。）から成る一般世帯を含めた世帯をいいます。

その他の用語

その他の用語等詳細については，「平成27年国勢調査 調査結果の利用案内 ユーザーズガイド」を参照ください。

【URL】（総務省統計局ホームページ）

<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/users-g.htm>

数値の見方

- ・本文及び図表中の数値は，表章単位未満で四捨五入しています。本文及び図表中の値は，表章単位未満を含んだ数値から算出しています。
- ・割合は，過去も含め特に注記のないものに限り，分母から不詳を除いて算出しています。